

定款

栃木県eスポーツ連合

Tochigi esports Union

TeSU

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、栃木県eスポーツ連合(略称TeSU)(以下「本連合」という)と称する。

(事務所)

第2条 本連合は、主たる事務所を栃木県小山市に置く。

2 本連合は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本連合は、学校法人 TBC 学院グループ及び BABY STAR ENTERTAINMENT 中心に設立され、県内外関連団体及び各企業と連携し、栃木県における e スポーツの振興を通して、e スポーツのさらなる普及・啓発に務め、人々の幸福と豊かさを実現するために、故郷の愛着と競技力の向上及びスポーツ精神を育み、次世代を担う人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とし規定する。

(事業)

第4条 本連合は、前条の目的を達成するため、当該連合の事業活動を支配・管理し、次の事業を行う。

- (1) eスポーツに関するイベント、普及活動など、関連事業立案
- (2) プロゲーマー育成及びチーム支援
- (3) eスポーツ関連関連マネジメント並びプロデュース
- (4) 包括連携協定、業務提携契約並びに許諾関連、業務委託契約等、各種協定契約関連業務
- (5) eスポーツ関連地域振興及び地域事業に関する講演会、講習会、ワークショップ等開催
- (6) eスポーツ関連企業および個人向けのイベント、研修会、講習会などの各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営
- (7) eスポーツ関連雑誌・書籍等、印刷物の企画、編集、出版、販売
- (8) eスポーツ関連アパレル製品及び雑貨の企画、デザイン、製造、販売
- (9) eスポーツ関連キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したのもの等）の企画ならびに使用せしめる権利の管理
- (10) eスポーツ関連移動体端末向けインターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売
- (11) eスポーツに関する官公庁、行政及び県内外の関係関連企業及び団体との包括連携協定締結ならびに提携及び協働参画事業
- (12) 国内外プロゲーマー、芸能タレント、演出家、スポーツ選手、文化人等の招聘

(13) 前(1)から(12)に附帯する連合の目的達成のために必要と認める一切の業務

2 前項の事業は、本邦及び海外においても行うものとする。

(公告の方法)

第5条 本連合の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、学校法人TBC学院小山校ホームページに掲載する。

第2章 会員

(本連合の構成員)

第6条 本連合の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本連合の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本連合の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
(会員資格の取得)

第7条 本連合の正会員になろうとする者は、本連合の正会員のうち入会の日から1年を経過している者2名の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本連合の賛助会員になろうとする者は、本連合の正会員のうち入会の日から1年を経過している者1名の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、本連合の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

3 入会金はいかなる事由があっても返還しない。

4 既納の会費は原則として返還しない。ただし、会費等に関する規則に基づき返還する場合がある。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)各会員に関する規則に定める期間分の会費を滞納したとき。
- (3)各会員に関する規則に定める期間、連絡先が不明であるとき。
- (4)総正会員が同意したとき。
- (5)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (6)当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (7)除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2)本連合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する。必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会長は社員総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 3 社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、会長は社員総会の日の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 社員総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、会長は社員総会の日の2週間前までに、正会員に対して、電磁的方法により、会議の日時、場所、目的である事項を記載した通知を発しなければならない。
- 5 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。社員総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会を招集しなければならない。この場合の臨時社員総会の招集は、1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により通知する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長が務める。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会長及び役員解任
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 役員等の責任の一部免除
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第4章 役員

(役員を設置)

第23条 本連合は、次の役員を置く。

- (1) 理事2名以上10名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名以上3名以内を副会長とし、うち1名を会長とする。
 - 3 副会長以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、業務分担により、2名を副理事長、2名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち8名以内は正会員（正会員が法人であるときは当該正会員の代表者）のうちから社員総会において選任し、2名以内は有識者のうちから社員総会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 監事のうち2名以内は正会員（正会員が法人であるときは当該正会員の代表者）のうちから社員総会において選任し、1名以内は有識者のうちから社員総会において選任し、会長が委嘱する。
- 4 前項の正会員から選任される理事の候補者を10名以上の者の中から選出する必要がある場合には、別に定める役員選挙細則により決定される10名の当選人を社員総会における理事の候補者とするものとする。また、監事の候補者を3名以上の者の中から選出する必要がある場合には、別に定める役員選挙細則により決定される3名の当選人を社員総会における監事の候補者とするものとする。

- 5 会長及び業務執行理事は、理事会の決議に基づき選任する。
- 6 副会長、専務理事及び常務理事は、理事再任を妨げない会の決議によって業務執行理事の中から選定する。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 8 監事は、本連合又はその子連合の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本連合を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、常時、会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐し、常務理事は専務理事を補佐するほか、業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、本連合の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 退任等)

第28条 正会員がその資格を喪失した場合に、当該正会員（正会員が法人であるときは当該正会員の代表者）が本連合の役員であるときは、退任するものとする。

- 2 法人である正会員の代表者が辞任、死亡等により当該正会員の代表者たる資格を喪失した場合に、その者が本連合の役員であるときは、退任したものとする。

(役員 の 解任)

第29条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、理事会及び社員総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第30条 理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において定める額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(忠実義務)

第31条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、本連合のために忠実にその職務を行わなければならない。

(自己取引及び利益相反取引)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本連合の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本連合との取引
 - (3) 本連合がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連合と
その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任免除)

第33条 本連合は、役員の実任及び監事の実任責任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問等)

第34条 本連合に、任意の機関として、名誉会長、相談役、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事が選任する。

4 相談役、顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長、相談役、顧問及び参与に対しては、理事会の決議に基づき報酬等を支給することができる。

6 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、その職務を行うために要する費用の支払いについては、第30条第3項と同様の扱いとする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 本連合は、理事会を置くこともできる。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見をのべるものとする。

(権限)

第36条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本連合の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、毎事業年度に2回以上招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったときは、会長は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数と決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第44条 本連合の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 本連合の事業年度は、当連合設立の日から、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第46条 本連合の事業計画書及び収支予算書または正味財産増減予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本連合の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本連合は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第50条 本連合が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本連合は剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 本連合の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。ただし、事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本連合の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日に準じ施行する。

2 本連合の役員は、

- 会長 小島 誠一（小山市文化協会 理事）
- 理事 石川 昌央（学校法人TBC学院 副校長）
- 理事 荒川 良太（学校法人TBC学院 教務）
- 理事 寺本 拓也（ANSWER. M. GAMING 代表）
- 理事 菊地 寛之（学校法人TBC学院 学科長）
- 理事 川上 真樹（株式会社Mackie-i-Lands 代表）
- 理事 菊池 彩加（BABY STAR ENTERTAINMENT 代表）
- 理事 武政 潤 （BABY STAR ENTERTAINMENT）
- 特別顧問：青木 圭太（株式会社アオキシントックCEO）

とし、副会長は荒川 良太とし、事務局長、菊池 彩加、監事は荒川 良太とする。

3 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第11章 基金

（基金の拠出）

第53条 本連合は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

（基金拠出者の権利）

第54条 本連合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

(基金の取扱い)

第55条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、社員総会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の返還)

第56条 本連合の解散時には基金の返還に係る債務の弁済は、その他の債務の弁済後でなければすることができない。(法人法第236条)

以上、本書は当連合の定款である。

栃木県小山市三峯1-10-21

栃木県eスポーツ連合

会長 小島 誠一

〈付則〉

令和元年 6月 26日 制定施行

令和元年 7月 6日 改定施行

令和元年 8月 1日 改定施行

令和元年 10月 5日 改定施行

令和2年 6月 11日 改定施行